

スタートアップ支援調査検討業務委託仕様書

1 委託業務名

スタートアップ支援調査検討業務委託

2 業務の背景・目的

【背景】

地域の企業を取り巻くビジネス環境はコロナ禍で大きく変化する一方で、人口減少・少子高齢化の進行とともに地域内の消費の縮小、事業者の高齢化や減少が懸念されている。

特に本市は低位の開業率、若年層の転出超過、経営者層のボリュームゾーンの高齢化等、取り巻く状況は厳しい。

こうした中、地域経済の活力を維持・向上させる起業・創業の増加が不可欠であり、特にスタートアップは社会課題解決や経済成長を促し、地域経済活性化や雇用創出の重要な手段として期待されている。

国、政令市をはじめ全国的にスタートアップ支援が高まり、東京はスタートアップが集積し、支援を求める競争も厳しいことから、活躍する場を求めて地方に目を向けるスタートアップもいると聞いている。

この外からスタートアップを呼び込みやすい現在の状況を活かし、市内企業の新事業や、地域内でスタートアップが継続・連続して生み出されるような環境を整備し、地域経済活性化、雇用創出等につなげていく必要がある。

【目的】

本業務では、本市のスタートアップの調査・分析、スタートアップやその支援関係者へのヒアリングや意見交換を踏まえ、本市の現状に適したスタートアップの創出・成長のための具体的な方向性と必要な施策の整備について検討を進め、起業機運醸成、起業家育成、スタートアップ創出支援、スタートアップ成長支援等を実施し、本市地域内でスタートアップが継続・連続して生み出されるための環境整備を加速させることを目指す。

3 業務の内容

(1) 調査・分析

本市の現状に適した支援の具体的な方向性と必要な施策の整備について検討を進めるための土台となるよう、市内経済の中での起業・創業を取り巻く環境の現状について、市内スタートアップを中心とした調査・分析を行い、他都市や他地域の現状とも比較したうえで、報告書にまとめること。

なお、調査先・内容については、本市と協議のうえ決定すること。

(2) ヒアリング・意見交換

上記(1)で調査・分析した内容を踏まえ、本市のスタートアップ支援において、市内のスタートアップ、スタートアップ支援関係者をはじめとした必要とされる対象を選定し、本市の現状に適した支援の具体的な方向性と必要な施策について、対象への

個別ヒアリングと関係者を集めた意見交換会を複数回行い、議事録を作成するとともに、要点をまとめた報告書を作成すること。

なお、調査先・内容については、本市と協議のうえ決定すること。

(3) 具体的な方向性、施策の策定

(1)、(2)の実施結果並びに国及び新潟県のスタートアップに関する施策を踏まえ、本市の現状に適した支援の具体的な方向性と、考え得る効果的な施策案を段階に応じてリストアップし、優先順位をつけて提案し、報告書にまとめること。

なお、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

4 業務委託料の支払条件

業務完了、本市の検査合格後に一括払い

5 事業実施期間

委託契約締結日～令和6年3月29日（金）まで

6 事業実施体制

(1) 実施責任者

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2) 人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別な理由がない限り、プロジェクトメンバーは固定化すること。なお、委託者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

(3) 業務管理及び報告

受託者は、業務責任者のもと適正に業務管理を行い、定期的に本市に進捗状況を報告するとともに、本市の求めに応じて適宜説明、報告を行うこと。

- ・受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- ・受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- ・受託者は、業務の進捗状況に関して、定期的に委託者に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより、協議、調整を行うこと。

7 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 成果物の納入

受託者は、本業務完了後には、次のとおり3(1)～(3)の報告書及び関係する資料について本市に提出すること。

- ① 報告期限 令和6年3月29日（金）
- ② 記載事項 委託業務の実施内容に基づき、詳細は本市と協議のうえ決定
- ③ 提出方法 紙媒体で1部及び電子データによる提出とし、詳細は本市と協議のうえ決定
- ④ 提出場所 新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル5階

8 その他特記事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (3) 本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (5) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。
- (6) 受託者は本業務の全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合は、本市の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (7) 受託者は業務完了後、履行届を提出すること。新潟市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (8) 業務完了後、この契約に関する業務評価を行う。
- (9) 仕様書に記載されていない事項で、関係法令等により義務付けられている事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合については、本市と受託者で協議を行い、取り決めるものとする。

以上